

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】  
・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)・第5回期日(20201202)に提出された書面です。

平成31年(ワ)第3465号国家賠償請求事件

原告 大江千束ほか9名

被告 国

## 証拠説明書 8

2020年(令和2年)11月24日

東京地方裁判所民事第16部乙合議B係御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 上 杉 崇 子

同 弁護士 寺 原 真希子

号証 (甲 A)	標目	原本 写し の別	作成年月日	作成者	立証趣旨
211-1	大審院連合部判決大正4〔1915〕年1月26日民録21輯49頁(婚姻予約有効判決)	写	1915年(大正4年)1月26日	大審院	大審院が、内縁の不当破棄について、婚姻予約の違背と構成することにより損害賠償請求をなしうることを判示した事実。 【二宮意見書2頁】
211-2の1	官報4135号(工場法施行令(大正15〔1926〕年6月5日改正)部分)口	写	1926年(大正15年)6月7日	内閣印刷局	1926年(大正15年)に改正された工場法施行令の内容。「職工」死亡時の遺族扶助料や葬祭料につき「死亡当時その収入により生計を維持したる者」が受給対象とされ、内縁配偶者の保護が進んだ事実。 【意見書2頁】

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)・第5回期日(20201202)に提出された書面です。

号証 (甲 A)	標目	原 本 写 し の 別	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
211- 2の2	官報1203号(工場法 施行令(大正5 [1916]年8月2日 部分) □	写	1916年(大正5 年)8月3日	内閣印刷 局	上記1926年(大正15年)改正前の工場法施行令。1911年の工場法制定を受けて1916年に定められたもの。  遺族扶助料(8条)の支給対象が「配偶者」「直系卑属又は直系尊属」(10条)等とされ、「職工死亡当時其の収入により生計を維持する者」も補充的に対象とされていたが「職工と同一の家にある者」に限定されていたこと(12条三号)。 【意見書2頁】
211- 3	二宮周平「日本民法の展開(3)判例の法形成～内縁」広中俊雄・星野英一編『民法典の百年I』(有斐閣, 1998) 341頁以下	写	1998年(平成10年)	二宮周平	明治民法下で、判例及び社会政策立法が内縁関係に対して共同生活の実態に即した法的保護を行い、学説は、準婚理論を形成してこれらの展開を支えた事実の詳細(341頁, 352頁, 363頁, 393頁)。 【意見書2頁】
211- 4	二宮周平『事実婚の現代的課題』(日本評論社, 1990) 258～259頁	写	1990年(平成2年)	二宮周平	二宮周平教授が1980年代末の時点で共同生活を送る同性カップルの存在と実情に注目し法的保護の必要性和可能性を論じている事実。  同性カップルは婚姻から排除されていることで偏見にさらされ、カミングアウトが困難となり存在が可視化されていないこと。  二宮教授が、社会が同性愛に偏見を抱く理由を追求することは、異性愛や婚姻制度の意味自体を問い直すことになり、偏見や差別をなくし、事実婚を始め多様な生き方を保障することにつながると論じた事実。 【意見書2頁】
211- 5	「人権教育・啓発に関する基本計画」(2002年3月15日閣議決定)抄	写	2002年(平成14年)	内閣	人権教育・啓発推進法(第7条)に基づく基本計画において、「同性愛者への差別といった性的指向に関わる問題」が、解決に資する施策を検討すべき人権課題として位置づけられた事実(24頁)。 【意見書3頁】  (甲A57号証は全文)
211- 6	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(2003年7月16日法律111号 2004年7月16日施行)	写	2003年	国	「性同一性障害者」に該当する者について、一定の要件のもと、性自認に即して法律上の性別の扱いを変更することを可能とする法律が制定された事実 【意見書3頁】

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)・第5回期日(20201202)に提出された書面です。

号証 (甲 A)	標目	原 本 写 し の 別	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
211-7	日本弁護士連合会『同性の当事者による婚姻に関する意見書』抄	写	2019年(令和元年)7月18日	日本弁護士連合会	日本弁護士連合会が、同性婚を可能とする法令の改正を速やかに行うべきとの意見書を発出したこと。 【意見書3頁, 27頁】 (甲A136は意見書全文)
211-8	全国自治体パートナーシップ制度実施・検討状況 - 令和2年8月1日現在	写	2020年	同性パートナーシップ・ネット	2015年11月の渋谷区・世田谷区を嚆矢に、全国の自治体で同性パートナーシップ制度が導入されている事実【意見書3頁】
211-9の1	南方暁「婚姻法グループの改正提案～婚姻の成立」家族<社会と法>33号(2017)98～99頁	写	2017年(平成29年)	日本家族<社会と法>学会	2016年11月、国内唯一の家族法に関する学会である、『日本家族<社会と法>学会』が、同性婚を導入する家族法改正試案を提案した事実。 【意見書3, 28, 30頁】
211-9の2	ウェブサイト「日本家族<社会と法>学会とは」	写	2020年	日本家族<社会と法>学会	日本家族<社会と法>学会及び現在の役員等【意見書3, 28, 30頁】
211-10	日本学術会議法学委員会「社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会」 「提言 性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—」	写	2017(平成29年)9月29日	日本学術会議	日本学術会議法学委員会の左記分科会が婚姻の性中立化を実現する民法改正を提言したこと。 【意見書3, 28頁】  (甲A114号証)
211-11	利谷信義「家族法の実験」『シリーズ変貌する家族 1 家族の社会史』(岩波書店, 1991) 101 頁	写	1991年(平成3年)7月5日	利谷信義	明治維新により政権を獲得した明治政府が、身分にかかわらず全国民を一元的に把握する手段として戸籍制度を創設したこと、戸籍は戸主を中心に家族員を父系優先の序列に従って配列し、戸籍のしくみが再構成されて明治民法上の家制度として引き継がれたこと。【意見書4頁】
211-12	戸籍法(明治4年太政官布告170号)1871〔明治4〕年4月4日	写	1871年(明治4年)	国	明治政府が戸籍制度創設のために発した太政官布告。 【意見書5頁】

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)・第5回期日(20201202)に提出された書面です。

号証 (甲 A)	標目	原 本 写 し の 別	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
211-13	新律綱領(1870〔明治3〕年)	写	1870年(明治3年)	国	明治政府が明治3年に定めた新律綱領では、「妾」が「妻」と同じく二等親とされ、妾の生んだ子も「庶子」として父との間に三等親の親子関係が認められ、一夫一婦制が確立していなかった事実 【意見書5頁】
211-14	青山道夫『家族法論』(法律文化社, 1958) 62~71頁	写	1958年(昭和33年)	青山道夫	(62-63頁)婚姻は社会の制度であり、社会の諸条件によって異なること 【意見書12頁】  (67頁)明治民法は重婚を婚姻取消原因とすることによって一夫一婦制の原則を確立したこと【意見書5頁】  (69頁)明治民法では、婚姻に戸主及び家にある父母の同意が必要とされ、戸主の同意を得ずに婚姻した場合戸主は離籍の制裁を加えることができたこと【意見書7頁】  (71頁)封建時代には身分制に基づく階級的内婚が厳格で婚姻の自由が大きく制約されていたこと【意見書5頁】
211-15	明治4年法令全書(同年太政官布告437号(1871年8月23日)部分)	写	1871年(明治4年)	内閣官報局	明治4年の太政官布告によって、階級的内婚制が撤廃され身分を問わず婚姻しうようになったこと【意見書6頁】
211-16	奥田義人『親族法論』(有斐閣書房, 1898) 108頁-111頁	写	1898年(明治31年) 11月	奥田義人	明治民法原案を審議した法典調査会委員であった奥田義人による親族法解説書。  (108頁) 「近世文明国」における婚姻は、「一男一女による共同生活」であり、「双方の自由意思」に基づくものであることが強調されている。一夫一婦制と自由な合意による婚姻という近代的な婚姻制度の根幹が明治民法で確立したこと。【意見書6頁】  (111頁) 奥田が、婚姻を男女のものと記載していること。【意見書11頁】

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)・第5回期日(20201202)に提出された書面です。

号証 (甲 A)	標目	原 本 写 し の 別	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
211-17	穂積重遠『親族法大意』(岩波書店, 1917) 60頁	写	1917年(大正6年)	穂積重遠	穂積重遠が、婚姻とは「終生ノ共同生活ヲ目的トスル一男一女ノ法律的結合關係」であると述べていること。【意見書6頁】
211-18	谷口知平『日本親族法』(弘文堂書房, 1935) 210頁	写	1935年(昭和10年)	谷口知平	谷口知平教授の明治民法概説書。 明治民法によって一夫一婦制や自由な意思に基づく婚姻という近代的な婚姻制度の基礎が確立されたこと。 婚姻は子孫を残すことのみが目的とされることはなく、階級や職業による制限が撤廃されたこと。 【意見書6頁】
211-19	野上久幸『親族法講義』(巖松堂書店, 1929) 54頁	写	1929年(昭和4年)	野上久幸	(54頁) 父母の婚姻同意権は子の判断を補充する意味において、また、戸主の同意権は戸主の家族に対する支配権として要求されるに過ぎない旨の指摘があること【意見書6頁】  (54~55頁) 野上教授が「生殖が婚姻の目的に非ざるが如く説く者」を批判していたこと【意見書15頁】
211-20	中島玉吉「内縁の夫婦に就て」法学論叢 10巻3号(1923) 1頁以下	写	1923年(大正12年)	中島玉吉	1923年(大正12年)に京都市西陣地区の172組の内縁夫婦について内縁である理由を調査したところ、「男女双方戸主又は相続人なるが為に入籍不能のもの」が50組(29.1%), 「両親・戸主の承諾せざるもの」が22組(12.8%)で、それぞれ原因の第一位と第三位であった事実【意見書7頁】
211-21の1	第1国会衆議院司法委員会立法担当者提案理由説明(1947年7月)	写	1947年(昭和22年)	衆議院	衆議院での民法改正提案理由説明。 1947年(昭和22年)の民法改正が、憲法13条, 14条, 24条に表された憲法的価値に依拠しその実現のためになされたこと【意見書8頁】  (乙6号証)

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)・第5回期日(20201202)に提出された書面です。

号証 (甲 A)	標目	原 本 写 し の 別	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
211- 21の2	第1国会参議院司法 委員会 立法担当者 提案理由説明(1947 年7月)	写	1947年(昭和22 年)	参議院	同上(参議院司法委員会)【意見書8 頁】  (乙7号証と同じ)
211- 22	辻村みよ子『憲法と 家族』(日本加除出 版, 2016) 80~81 頁	写	2016年	辻村みよ 子	1946年2月, 日本政府の新憲法案への 対案として, GHQ 草案が作成され, その人権条項をベアテ・シロタが起 草したこと 【意見書8頁】
211- 23	ベアテ・シロタ・ ゴードン [平岡磨紀 子構成・文]『1945 年のクリスマス』 (柏書房, 1995) 153 頁	写	1995年(平成7 年)	ベアテ・ シロタ・ ゴードン	ベアテ・シロタは憲法草案をつくる にあたって, 女性の権利をはっきり 掲げなくてはならないとの強い熱意 をもっていたこと。ベアテ・シロタ の起草した草案23条の内容。【意見 書8頁】
211- 24	憲法普及会編『新し い憲法 明るい生 活』	写	1947年(昭和22 年)	憲法普及 会	1947年5月, 2000万冊が印 刷され各戸に配布された新憲法解説 書。  婚姻について, 「新憲法では, 男女 双方の気持ちがあった場合だけに行 われ」「自分の心にあわない結婚を させられることのないよう定めてあ る」, 夫婦は同等の権利をもち, 「家」の制度も改められたこと等が 説明され, 現行婚姻法の立法目的が 婚姻の自由と夫婦関係における平等 の確保であることが示されている (8~9頁)。  【意見書9頁】

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)・第5回期日(20201202)に提出された書面です。

号証 (甲 A)	標目	原 本 写 し の 別	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
211- 25	青山道夫・有地亨編 『新版注釈民法(21) 親族(1)』(有斐閣, 1989) 152 頁〔青山 道夫・有地亨〕	写	1989年(平成元 年)	青山道 夫・有地 亨	近代市民社会では、婚姻は平等な意思主体間の自由な意思の合致として構成され、それは近代以前の家父長的家族共同体の支配関係からの離脱を意味し、近代的婚姻の象徴的表現であること。  日本でも、明治民法によって一夫一婦制と自由な合意による婚姻という近代的婚姻制度の基礎が確立したが(二宮意見書6頁)、家制度によって家父長的支配関係が残され大きな制約を受けたこと。  1947年の憲法制定と民法改正によって家制度が廃止され、日本の婚姻制度はようやく上記原理を体現するものとなったこと。 【意見書10頁】  (甲A16号証、乙1号証)
211- 26	梅謙次郎『民法要義 卷之四親族編』(有 斐閣書房, 1899) 118 頁	写	1899年(明治32 年)	梅謙次郎	明治民法の起草委員であった梅謙次郎が当事者が同性である場合に婚姻が無効であることは「固より言ふを待たざるところ」「男子間または女子間に於いて婚姻なるものあるべからざるは言わずして明かなり」と述べていた事実 【意見書10頁から11頁】
211- 27	中川善之助 『親族法上巻』(青 林書院, 1958) 158~ 159 頁	写	1958年(昭和33 年)	中川善之 助	1947年民法改正のための司法法制審議会委員をつとめた中川善之助が、婚姻意思の問題として「同性間の婚姻というようなものも婚姻的法律要件としては否認されなければならない」と述べていたこと 【意見書11頁】
211- 28	我妻栄『親族法』 (有斐閣, 1961) 14 頁・18頁	写	1961年(昭和36 年)	我妻栄	同じく司法法制審議会委員をつとめた我妻栄が、「夫婦関係とは何かと言えば、その社会で一般に夫婦関係と考えられているような男女の精神的・肉体的結合というべきである。」「同性間の『婚姻』はこの意味では婚姻ではない」と記していた事実【意見書11頁】

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】  
 ・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)・第5回期日(20201202)に提出された書面です。

号証 (甲 A)	標目	原 本 写 し の 別	作成年月日	作成者	立証趣旨
211-29	二宮周平編『新注釈民法』(有斐閣, 2017) 70頁 [二宮周平]	写	2017年	二宮周平	憲法制定当時, 同性間の婚姻の可否・要否の問題は想定されておらず, 「婚姻は, 両性の合意のみに基づいて成立し」の文言は, 明治民法時代, 婚姻が戸主や親の意向のままに決められることが慣例となっていた事実をふまえ, これをなくし, 婚姻の自由を確立するとの趣旨をもって策定されたものであること。 【意見書11頁】  (甲A38号証と一部重なる)
211-30の1	窪田充見『家族法 [第2版]』(有斐閣, 2013) 145~146頁	写	2013年	窪田充見	窪田教授が, 同教授の家族法解説書において, 同性間に婚姻の法的保護を認めるべきか否かの問題について「現在の婚姻法秩序が, 同性間の関係を排除しているものなのかという点が, 重要」とし, 民法上婚姻が男女のものとしてきたこと自体が意味を持つのではなく「現在の婚姻法秩序」に照らして可否要否が検討されるべき旨を一貫して指摘していること【意見書12頁】。
211-30の2	窪田充見『家族法 [第4版]』(有斐閣, 2019) 150~157頁 (特に154頁~155頁)	写	2019年	同上	
211-31	久貴忠彦「結婚と健康診断書」同『現代家族法の展開』(一粒社, 1990) 73頁	写	1990年(平成2年)	久貴忠彦	1942年12月16日のフランス法では, 婚姻に際して, 身分登録間に対し婚姻のために医師の診断を受けた旨の証明書を交付すべきものとされたこと。 【意見書14頁】

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)・第5回期日(20201202)に提出された書面です。

号証 (甲 A)	標目	原 本 写 し の 別	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
211-32	田中通裕「<研究ノート>註釈・フランス家族法(1)」法と政治61巻3号(2010)267頁参照	写	2010年	田中通裕	もともと甲A211-31の診断証明書は受診した事実の表示のみを求めるものであり、その後形式化し、法律の簡素化に関する2007年12月20日法により、証明書の規定は削除されたこと。 【意見書14頁】
211-33	熊野敏三・岸本辰雄『民法正義人事編卷之壱』(新法註釈会, 1890)192~193頁	写	1890年(明治23年)	熊野敏三・岸本辰雄	旧民法人事編の起草者らが、婚姻の目的は「両心の和合」にあり「産子の能力」は婚姻の要件とならないことを指摘し、生殖(産子)能力の無い男女は婚姻し得ないとする見解について、「我民法の精神を得たるものにあらざ」と明確に指摘していた事実。 【意見書14頁】
211-34	穂積重遠『親族法』(岩波書店, 1933)224~225頁	写	1933年(昭和8年)	穂積重遠	穂積重遠が婚姻の目的を「終生の共同生活」として、子を得ることは必ずしも目的ではないとして、生殖能力の無い者を婚姻から排除する解釈を否定していた事実 【意見書15頁】
211-35	森本富士雄『日本親族法』(文信社書店, 1926)44頁	写	1926年(大正15年)	森本富士雄	森本富士雄が「男女ノ結合ハ共同ノ生存ヲ目的トス。即チ婚姻ノ目的ハ性交ニ在ラス又子ヲ得ルコトニモ非ス。従テ性交不能者不産女モ亦婚姻スルコトヲ得ト云フヲ現今ノ通説トス」と記し、婚姻の目的を共同の生存としていること【意見書15頁】
211-36	最大判1987(昭和62)年9月2日民集41巻6号1423頁(有責配偶者離婚請求)	写	1987年(昭和62年)	最高裁判所	有責配偶者の離婚請求を一定の条件の下に認めた最大判1987(昭和62)年9月2日民集41巻6号1423頁が、「婚姻の本質は、両性が永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営むことにある」とし(2頁)、生殖や養育には言及していないこと【意見書15頁】

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】  
 ・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)・第5回期日(20201202)に提出された書面です。

号証 (甲 A)	標目	原 本 写 し の 別	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
211-37	青山道夫・有地亨編『新版注釈民法(21)親族(1)』(有斐閣, 1989) 178頁 [上野雅和]	写	1989年(平成元年)	上野雅和	上野雅和教授が、「夫婦が子を生み育てることは、社会通念上期待されてはいても、法的に要求されているとはいえない」として、「生殖と子の養育は婚姻の一つの主要な目的ないし役割ではあっても、生殖を目的としない婚姻も法律上有効な婚姻である」と指摘していること。【意見書16頁】  (甲A16号証と同じ。なお甲A211-25・乙1とも一部重なる)
211-38	薬師寺志光『日本親族法論上巻』(南郊社, 1939) 353~354頁	写	1939年(昭和14年)	薬師寺志光	明治民法下、法が、妻の姦通を禁止するとともに妻が婚姻中に懐胎した子を夫の子と推定し、婚姻によって生まれた子を嫡出子として婚姻前の子より優遇し、離婚の際に子の監護者について協定させることを婚姻の効力として規定していることを挙げ、婚姻の目的が子を産み、養育することにあることを推論する学説があったこと。【意見書16頁】
211-39	田中通裕「注釈・フランス家族法(10)」法と政治64巻2号(2013)103~104頁	写	2013年	田中通裕	フランス民法では、非嫡出子と嫡出子の権利・義務上の差別を撤廃して子の地位の平等化をはかり、法律上の親子関係の成立・否定についても統一的な規定によって定めていること。その結果、嫡出推定の規定は婚姻による子を特別扱いする意味を持たず、この規定の存在を根拠に、婚姻制度の目的が生殖にあると解釈する発想は存在しないこと。【意見書17頁】
211-40	岡村司『民法親族編(明治三十一年完)』(京都法政大学講義録, 1898 [芦部信喜ほか編『日本立法資料全集別巻339』(信山社, 2005) ] ) 280, 282頁	写	1898年(明治31年)	岡村司	明治民法の家制度の時代、婚姻の目的を当事者から見れば、「肉体ノ結合及び兒子ノ生育教養」である等とする学説があったが、この学説ですら、婚姻の目的を生殖に単一化していないこと。【意見書18頁】

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)・第5回期日(20201202)に提出された書面です。

号証 (甲 A)	標目	原 本 写 し の 別	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
211-41	中川善之助『略説身分法學』(岩波書店, 1930) 101 頁	写	1930年(昭和5年)	中川善之助	家制度の時代, 家族制度の隆盛時には, 人々は婚姻を子を得るための目的的结合であるかのように考え慣らされたが, 当時においても中川善之助は「人は子を得る目的のために婚姻するものでは決してない」と批判していたこと。【意見書18頁】
211-42	国定教科書『尋常小学修身書』(1910年3月) (「日本婦人問題資料集成 第五卷」(ドメス出版1976) 409頁所収)	写	1910年(明治43年)	国	1910年3月につくられた国定教科書に, 女子の本文について, 「女子が内に居て一家の世話をなし, 家庭の和樂を図るは, やがて一国の良風美俗を造るゆえんなり。女子の母として子どもを育つことの良否は, やがてその子の人となりに影響し, しいては国家の盛衰にも関係するものなり」と記載されている事実。  かつて, 教育や政治の場で, 家の後継ぎ確保や富国強兵の観点から, 婚姻制度が生殖や子育てと結び付けられることが多かったこと(417頁)。【意見書18頁】
211-43	鹿野政直・堀場清子『祖母・母・娘の時代』(岩波書店, 1985)抄	写	1985年(昭和60年)	岩波書店	1940年11月, 政府が「優良多子家庭」の表彰制度をもうけ, 早婚や少なくとも5人の子を産むことが奨励され「子宝報国」の表現も用いられるなど, 女性が出産を強制された歴史があること(122頁, 164頁)。  このような過去の経緯を踏まえると, 国が婚姻制度の意義・目的を生殖・子育てに求めることは, 国に都合の良い人口政策に利用されるおそれのあることを自覚する必要があること。【意見書19頁】
211-44	宗像誠也「家と教育」『講座 家族問題と家族法』パンフレット(酒井書店, 1957)	写	1957年(昭和32年)	宗像誠也	1950年代当時の学校教師の団体の集会(教研集会)で, 参加した教師から「教え子とその親から守らなければならないほど家は封建的だ」との発言がなされた事実(書証2頁)。このように, 1947年の民法改正で家制度は廃止されたが, 1950年代になっても家制度的な現実と意識, 封建的家族観・女性観がまだ根強く存在していたこと。【意見書19頁】

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)・第5回期日(20201202)に提出された書面です。

号証 (甲 A)	標目	原 本 写 し の 別	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
211の 45	渡辺洋三「戦後の家 族制度論争」法学セ ミナー17号(1957) 67頁	写	1957年(昭和32 年)	渡辺洋三	渡辺洋三教授が、「民法の与えたイ デオロギー的影響によって、かなり 広汎に『家』思想はイデオロギー的 に解体をとげたにもかかわらず現実 の親族共同生活の事実そのものはほ とんど昔のままで残っているとい う、思想と生活事実との矛盾解離が めだってきている」と指摘している こと。【意見書19頁】
211の 46	「女子に対するあら ゆる形態の差別の撤 廃に関する条約」全 訳 (Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women)	写	1979年(昭和54 年)12月18日成 立、1981年9月3 日発効 1985年 (昭和60年)6月25 日批准	内閣府男 女共同参 画局	1979年に成立した左記条約前文が 「社会及び家庭における男子の伝統 的役割を女子の役割とともに変更す ることが男女の完全な平等の達成に 必要である」と指摘し、伝統的な性 別役割分業の克服を課題として提起 している事実(1頁目)。 【意見書20頁】
211の 47	男女共同参画社会基 本法	写	1999年(平成11 年)6月	国	わが国でも、1980年代後半以降、男女 差別の解消に向けた新しい変化が現 れ、法制度面では、1999年に男女共 同参画社会基本法が制定されたこ と。  同法前文が、男女共同参画社会の実 現を「喫緊の課題」とし、「二一世 紀の我が国社会を決定する最重要課 題」と位置づけていること。  同法4条は、社会の制度と慣行が男 女の社会での活動の選択に対してで きる限り中立なものとなるよう配慮 すべきこと、同5条は、方針の立案 及び決定に男女が共同して参画する 機会が確保されるべきこと、6条 は、男女共同参画社会の実現は、家 庭生活における活動と他の活動の両 立を旨としてなされるべきことを定 めていること。  【意見書21頁】

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)・第5回期日(20201202)に提出された書面です。

号証 (甲 A)	標目	原 本 写 し の 別	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
211の 48の1	男女共同参画基本計 画(1次)	写	2000年(平成12 年)12月	内閣府	<p>男女共同参画社会基本法に基づき策 定された基本計画(第1次・2000 年)。</p> <p>「男女共同参画の視点に立った社会 制度・慣行の見直し、意識の改革」 との章をもうけ(第2部, 2), 「社会制度・慣行は明示的には性別 による区別を設けていない場合で も・・・結果的に男女に中立的に機能 しないことがある」「個人がどのよ うな生き方を選択しても, それに対 して中立的に働くよう, 社会制度・ 慣行について必要な見直しを行う」 として, 「税制, 社会保障制度, 賃 金制度等, ライフスタイルの選択に 大きなかわりを持つ諸制度・慣行 について, 様々な世帯形態間の公平 性や諸外国の動向等にも配慮しつ つ, 個人のライフスタイルの選択に 対する中立性等の観点から総合的に 検討する」旨明記していること(書 証5枚目)。</p> <p>【意見書22頁】</p>
211の 48の2	男女共同参画基本計 画(4次)	写	2015年(平成27 年)12月25日	同上	<p>第4次の男女共同参画基本計画(2015 年)も,</p> <p>&lt;基本的考え方&gt;として, 「男女の社会における活動の選択に 対して及ぼす影響が中立的な制度・ 慣行の構築が必要である。」 「男女共同参画の視点に立ち, 男女 共にライフスタイルを柔軟に選択で きる社会の実現に向けた制度・慣行 の見直しを進めるとともに, それを 支える育児・介護の支援基盤の整備 を推進する」と明記したこと(書証 2枚目)。</p> <p>【意見書22頁】</p>

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】  
 ・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)・第5回期日(20201202)に提出された書面です。

号証 (甲 A)	標目	原 本 写 し の 別	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
211の 49	二宮周平「戸籍の性別記載の訂正は可能か(3・完)～個人の尊厳と自己決定」戸籍時報561号(2003)33頁	写	2003年(平成15年)10月	二宮周平	1980年代後半以降の社会の変化の中で家族の機能が変化し、家族は経済的・社会的機能を縮小させ、人格的な結合・情愛の関係と捉えられていったこと。また、子の生育を保障する場、ケア労働を担う女性の生活を保障する場としての家族の役割も、制度的なものから、個々の家族やそのメンバーのニーズに応えるものとして位置づけられるようになったこと(33頁)。  【意見書22頁】
211の 50	NHK「日本人の意識」調査  NEWSWEB 特集『「必ずしも結婚する必要ない」7割近くに』	写	2018年(平成30年) 調査実施  2020年6月20日 ウェブページ印刷	NHK	NHKが2018年6月から7月に実施した調査では、 ○「結婚したら、子どもを持つのが当たり前だ」と回答した者割合が33%であり、1993年の54%から大きく減少し、 ○「結婚しても子どもを持たなくてよい」との回答は、1993年の40%から60%に増加している事実。  結婚と子どもを結びつける規範的意識が薄れていること。 【意見書23頁①】
211の 51	国立社会保障・人口問題研究所「第6回全国家庭動向調査」(2018年)(表紙、調査概要、54～56頁)	写	2018年(平成30年) 調査実施  2019年9月13日 調査結果公表	国立社会保障・人口問題研究所	既婚女性において「夫婦は子どもを持って初めて社会的に認められる」に賛成する回答は24.7%で(2018年)、2008年の35.8%より減少している事実。 年齢別に見ると、若い世代ほど賛成が少なく、40代では15.7%、30代では9.9%、20代では7.8%しかない事実。  結婚と子どもを結びつける規範的意識が薄れていること。 【意見書23頁②】

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】  
 ・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)・第5回期日(20201202)に提出された書面です。

号証 (甲 A)	標目	原 本 写 し の 別	作成年月日	作成者	立証趣旨
211-52の1	国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」(2015年)(表紙, 73~74頁)	写	2015年調査実施 2017年3月31日調査結果公表	国立社会保障・人口問題研究所	<p>女性の未婚者及び既婚者に対して、「子どもを持つ理由」を尋ねたところ、</p> <p>1位は「子どもがいると生活が楽しく豊かになるから」(未婚者73.3%, 既婚者78.4%)であり、</p> <p>2位が「好きな人の子どもを持ちたい」(未婚者55.1%, 既婚者37.7%)であり、</p> <p>3位が「結婚して子どもを持つことは自然なことだから」(未婚者39.0%, 既婚者48.7%)である。このように、結婚したら子どもを持たなければいけないという理由は3位であること。</p> <p>婚姻制度と生殖を結びつける意識は高くないこと。 【意見書23頁③】</p>
211-52の2	同上(85~90頁)	写	同上	同上	<p>未婚男女および既婚女性に対して、「結婚・家族に関する多様な規範意識」を調査したところ、</p> <p>○1位は「結婚しても、人生には結婚相手や家族とは別の自分だけの目標を持つべきである」に賛成する未婚女性は88.4%, 既婚女性は85.0%であり、</p> <p>○2位は「結婚したら、子どもは持つべきだ」に賛成する未婚女性は67.4%, 既婚女性は66.6%であった事実。</p> <p>結婚・家族に関する価値観が多様化していること。 【意見書24頁④】</p>

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)・第5回期日(20201202)に提出された書面です。

号証 (甲 A)	標目	原 本 写 し の 別	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
211- 52の3	同上 (15~17頁)	写	同上	同上	<p>未婚者に対して、「結婚の利点」を2つまで選択してもらったところ、</p> <p>「子どもや家族をもてる」は男性35.8%、女性49.8%であったが、</p> <p>ほかにも「精神的安らぎの場が得られる」が男性31.1%、女性が28.1%、</p> <p>「親や周囲の期待に応えられる」が男性15.9%、女性が21.9%</p> <p>「愛情を感じる人と暮らせる」が男性13.3%、女性が14%など、子どもの出産・養育に限らない多様な価値が回答されている事実。</p> <p>結婚・家族に関する価値観が多様化していること。</p> <p>【意見書25頁⑦】</p>
211の 53	日本家族社会学会 「第3回 家族についての全国調査 第一次報告書」 (表紙, 92頁)	写	2009年 調査実施  2010年4月 調査結果公表	日本家族 社会学会  全国家族 調査委員 会	<p>女性に対して、「結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない」という意見について賛否を尋ねたところ、</p> <p>「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計は28~32歳女性55.3%、33~42歳女性55.3%、43~52歳女性48.9%で、若い世代ほど賛成の割合が高い事実。</p> <p>結婚と子どもを結びつける規範的意識は薄れていること。</p> <p>【意見書24頁⑤】</p>
211の 54	平成17年版国民生活 白書「子育て世代の 意識と生活」 (表紙, 31頁)	写	2004年 調査実施  2005年 調査結果公表	内閣府	<p>未婚者・既婚者に対して、「結婚の良い点・メリット」を尋ねたところ、</p> <p>精神的な安定や、好きな人と一緒にいられることを重視する回答も多い事実。</p> <p>また、「家庭はどのような意味を持つと感じているか」と尋ねたところ、</p> <p>団らんのある場、休息・安らぎの場、家族の絆を強める場であるという回答がトップである事実。</p> <p>結婚・家族に関する価値観が多様化していること。</p> <p>【意見書24頁⑥】</p>

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)・第5回期日(20201202)に提出された書面です。

号証 (甲 A)	標目	原 本 写 し の 別	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
211の 55-1	結婚・家族形成に関する調査報告書 平成23年3月 (表紙, 1~4頁, 46 頁)	写	2010年 調査実施  2011年3月 調査結果公表	内閣府 政策統括 官(共生 社会政策 担当)	既婚者に対して、「結婚した理由」 を尋ねたところ、  「好きな人と一緒にいたかった」が 61.0%であり、「子どもが欲しかっ た」は33.5%に過ぎず、  子どもを持つことを重視したのでは なく、パートナーと一緒に過ごす ということを重視した割合が高い事 実。  結婚・家族に関する価値観が多様化 していること。 【意見書25頁⑧】
211の 55-2	結婚・家族形成に関する調査報告書 平成27年3月	写	2014年 調査実施  2015年3月 調査結果公表	内閣府 政策統括 官(共生 社会政策 担当)	未婚者に対して、「結婚したい理 由」を尋ねたところ、  「好きな人と一緒にいたい」という 割合は68.9%であり、「子どもが欲 しい」という理由と同程度の割合で あること、そして、そのほか「家族 を持ちたい」「やすらぎが欲しい」 「両親や親せきを安心させたい」 「経済的な安定を得たい」など、理 由が多様である事実。  結婚・家族に関する価値観が多様化 していること。 【意見書25頁⑧】
211の 56	指定都市市長会『性的少数者に係る窓口 の一元化及びパートナーシップ制度を含 めた取組の強化に関する指定都市市長 会要請』	写	2018年(平成30 年)7月23日	指定都市 市長会	指定都市市長会が、国に対して、性 的少数者に係る窓口の一元化及び パートナーシップ制度を含めた取組 の強化を要請した事実  【意見書27頁】  (甲A93号証)
211の 57	朝日新聞2019年1月12 日(電通インター ネット調査)	写	2019年(平成31 年)	朝日新聞	電通が全国の20歳から59歳の6万人か ら抽出した6229人に対して行ったイ ンターネット調査では、 「同性婚の合法化」について「賛 成」または「どちらからと言えば賛 成」と答えたものの合計が78.4%に 達した事実。  【意見書27-28頁】□  (甲A110号証として提出済み)

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)・第5回期日(20201202)に提出された書面です。

号証 (甲 A)	標目	原 本 写 し の 別	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
211の 58	最大判平27〔2015〕 年12月16日民集69巻8 号2427頁(女性のみの 再婚禁止期間事 案)	写	2015年(平成27 年)12月16日	最高裁判 所	婚姻の自由には、結婚するかどうか の自由(婚姻締結の自由)だけでは なく、当然の前提として誰と結婚す るかの自由(配偶者選択の自由)が 含まれ、再婚禁止期間事案と夫婦同 氏強制制度事案に対する2つの最高 裁判決が、婚姻の自由の上記2つの 要素を明確に判示していること。
211の 59	最大判平27〔2015〕 年12月16日民集69巻8 号2586頁(夫婦同氏 強制制度事案)	写	同上	同上	【意見書29頁】  (甲A167は調査官解説)
211- 60の1	台湾司法院解釈(積 字第748号解釈)□	写	2017年(平成29 年)5月24日	台湾司法 院	同性婚を認めない台湾民法につい て、憲法が保障する婚姻の自由およ び平等権の趣旨に違反する旨判断し た台湾司法院解釈が、  (1)婚姻適齢にある配偶者のない 者は、本来結婚の自由を有し、婚姻 の自由は『結婚するかどうか』と 『誰と結婚するか』の自由を含むこ と、その自己決定は人格の健全なる 発展および人間の尊厳の護持に関わ り、重要な基本権(a fundamental right)」であり、憲法第22条(婚姻 の自由)の保障を受けるべきであ る」ことを判示した事実。 【意見書30頁】
211- 60の2	鈴木賢 台湾司法院 解釈(積字第748号解 釈) 反訳	写	2017年	鈴木賢	(2)同性愛者等が従前社会的に受 容されずクローゼットの中で生きる ことを強いられ、人口構造上も孤立 し隔絶された少数派であったこと、 ステレオタイプなイメージの影響に より政治的に弱い立場におかれ、通 常の民主的手続きを通じて法律上の 劣位を回復することが困難であった と指摘している事実。 【意見書33頁】  (甲A101の1, 甲A101の2)

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)・第5回期日(20201202)に提出された書面です。

号証 (甲 A)	標目	原 本 写 し の 別	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
211-61	巻美矢紀「憲法と家族～家族法に関する二つの最高裁大法廷判決を通じて」論究ジュリスト18号(2016)95頁	写	2016年(平成28年)	巻美矢紀	同性婚の承認は、かつて法的に差別され現在でも「二級市民」として社会的に差別されている人々が、自尊を回復すべく対等な人格としての承認の「象徴」を求める闘争であると言えること。  【意見書33頁】
211-62	日本経済団体連合会『ダイバーシティ・インクルージョン社会の実現に向けて』(2017年5月16日)	写	2017年(平成29年)5月16日	日本経済団体連合会	日本経済団体連合会の提言が、「LGBTを『身近な存在』として、周囲が進んで理解するとともに、『多様な存在』として社会が認識・受容し得る社会を構築していく必要がある」と指摘し(4頁)、諸外国の動きとして同性婚法制化の進展を紹介していること(5頁)、同性婚の承認は、国や社会が人々の多様性を受容することにつながること。  【意見書34頁】  (甲A94号証)
211-63	永野靖「事例紹介 経産省事件(性同一性障害者の「職場における処遇」)」ジェンダーと法15号(2018)133～134頁	写	2018年(平成30年)8月21日	永野靖	「性自認は個人の人格の核をなす重要な構成要素であって、その人のアイデンティティの核をなしている」こと(133頁)  憲法13条の個人の尊重とは、「それぞれの個人のそれぞれのあり方や生き方がそれ自体価値のあるものとして尊重されるという意味」と理解され、この憲法の理念から、「誰もがその性自認を尊重され、性自認に従って生きる権利がある」こと(134頁)。  【意見書35頁】
211-64	最大判平20(2008)年6月4日民集62巻6号1367頁(父の認知による国際婚外子の日本国籍取得判決)	写	2008年(平成20年)6月4日	最高裁判所	最高裁判所の積極的な憲法適合性の審査が、立法府の法改正を促すことにつながった事実。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】  
 ・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)・第5回期日(20201202)に提出された書面です。

号証 (甲 A)	標目	原 本 写 し の 別	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
211-65	判批 最大決平25 (2013)・9・4民集 67巻6号1320頁 (婚外子の相続分差 別を違憲とした判 決)	写	2013年(平成25 年)9月4日	同上	【意見書35頁】
211-66	判批(最判平25 (2013)年9月26日民 集67巻6号1384頁) (出生届書の「嫡出 子」「嫡出でない 子」のチェック欄の 根拠となる戸籍法49 条2項を合憲とした判 決)	写	2013年(平成25 年)9月26日	同上	出生届の届書の「嫡出子」と「嫡出でない子」の別をチェックする欄の根拠規定である戸籍法49条2項について、憲法14条1項違反であると訴えた事件に関して、2013年の左記最高裁判決が不合理な差別ではないとして憲法14条違反を認めなかった事実。  【意見書35頁】
211-67	二宮周平・判例評 釈・民商法雑誌151 巻4・5号 (2015)409頁 最判平成25・9・26	写	2015年(平成27 年)	二宮周平	上記判決が最高裁判所が戸籍法49条2項を合憲としたことによって、自民党法務部会において法務省の策定した改正案が否決され、法改正を頓挫させる方向で作用したこと。  【意見書35頁】
211-68	泉徳治、渡辺康行・ 山元一・新村とわ (聞き手)『一步前 へ出る司法～ 泉徳治元最高裁判事 に聞く』(日本評論 社,2017)はしがき iv頁[泉 徳治]	写	2017年(平成29 年)1月30日	泉徳治	泉徳治元最高裁判事が、裁判所に憲法よりも法律を重視するのではなく、憲法を楯に一步前に出てきてほしいと述べていること  【意見書36頁】